

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成24・25年度の保険料率を見直します

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額※1」の合計となり、保険料率は2年ごとに見直されます。

※1 = 被保険者の所得|総所得金額等-33万円(基礎控除)|×所得割率

保険料率

区分	平成24・25年度	平成22・23年度	増加する額(率)
均等割額	40,670円	39,310円	1,360円
所得割率	7.83%	7.39%	0.44%

○1人当たりの保険料(試算)

保険料は所得に応じて計算されますが、所得の少ない世帯の方には保険料の軽減措置があります。軽減後の被保険者の1人当たり保険料を比較すると4%の増加が見込まれます。

区分	平成24・25年度	平成22・23年度	増加する額(率)
1人当たり軽減後 保険料額(年額)	56,423円	54,235円	2,188円(4%)

○保険料の増加を抑制しました

平成24・25年度の1人当たり保険料額は、保険料の増加抑制策を講じない場合、11.8%の増加が見込まれます。しかし、平成23年度末までに生じると見込まれる剰余金の全額活用と県に設置してある財政安定化基金を活用することにより、1人当たり保険料額の上昇を4%に抑えました。

※保険料が増加する主な要因

①1人当たりの医療費が伸びています。

医療の高度化などにより、高齢者1人当たり医療費は年々増加し、平成24・25年度は、2年分で約5%の増加が見込まれます。

②後期高齢者負担率が引き上げされました。

後期高齢者医療制度の被保険者が保険料として負担する率は、国の政令により平成22・23年度が10.26%でしたが、平成24・25年度は、10.51%に改定されました。

③平成22・23年度の保険料率改定時に、保険料率を据え置いたことも要因となります。

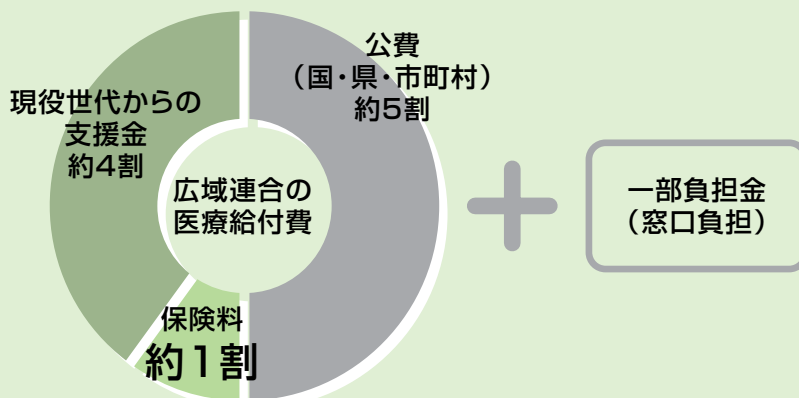
○保険料の賦課限度額を改定します 50万円 → 55万円

中低所得者層の負担軽減を図るため、保険料の上限額を改定します。

○平成24年度後期高齢者医療保険料は、7月中旬に通知します

後期高齢者医療制度の 医療費負担のしくみ

急速な少子高齢化が進む中、国民皆保険を守り、家族や社会のために長年尽くされた高齢者の方々が、安心して医療を受け続けられるようにするため、みんなで医療費を負担する支えあいのしくみです。



【問 合 先】岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎387-6368